

赤平市建設工事共同企業体運用基準

赤平市建設工事共同企業体運用基準（平成26年2月1日施行）の一部を改正する。

第1 基準の趣旨

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であるが、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合の基準とすべき事項を示すものである。

第2 特定企業体の運用基準

1 対象工事

特定企業体は、大規模で技術的難度の高い工事を施工する際に、技術力等を結集することにより、安定した施工を確保する必要がある場合で、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定めた設計金額以上の制限付一般競争入札に付する工事を対象とする。ただし、当該各号の設計金額の概ね2分の1以上の工事で、技術的難度が高く、かつ、共同請負により施工させることが特に必要と認められるときは、特定企業体に施工させることができる。

- (1) 土木工事 6千万円以上
- (2) 建築工事 1億円以上
- (3) その他工事 5千万円以上

2 結成方法

競争入札の参加要件として定めたことを契機とした構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とする。

3 特定企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と特定企業体の混合による入札ができるものとし、入札の公告または公募の概要等において競争入札の参加要件として明示するものとする。

4 特定企業体の構成員数とその構成

特定企業体の構成員数は同一業種の資格者による「2ないし3社」で、その構成は最上位等級に格付けされている者同士又は最上位等級及び第2位等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う特定企業体を活用することを原則とする。

5 構成員の資格要件

構成員は少なくとも次の要件を満たすものとする。

- (1) 特定企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許

可を受けてから営業年数が4年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保されると認められる場合にあっては、許可を受けてから営業年数が4年未満であっても資格を有するものとみなすことができるものとする。

- (2) 当該工事を構成する工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種工事を施工した経験があること。
- (3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置し得ること。

6 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

- (1) 2社の場合 最小限度基準 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 最小限度基準 20パーセント以上

第3 経常企業体の運用基準

1 対象工事

経常企業体を発注にあたって活用する場合は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

2 結成回数及びその方法

同一構成員による結成回数は、原則として資格の種類毎に1回とし、自主結成によることとする。

3 経常企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

経常企業体は単体企業に準じて取扱い、経常企業体と単体企業の混合による入札を行うことができるものとする。

4 経常企業体の構成員数とその構成

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員数は「2ないし3社」で、構成は直近等級に格付けされている者との組合せを原則とするが、同一の等級に格付けされている者同士の組合せも可とする。

5 構成員の資格要件

構成員は少なくとも次の要件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保されると認められる場合にあっては、許可を受けてから営業年数が4年未満であっても資格を有するものとみなすことができるものとする。
- (2) 工事1件の請負代金が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27

条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

6 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

- (1) 2社の場合 最小限度基準 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 最小限度基準 20パーセント以上

第4 資格審査

1 資格審査

特定企業体及び経常企業体の資格審査は、市長が申請書を受領し適格事項を審査の上、申請者にその旨を通知する。

2 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

(1) 特定企業体

- ア 競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（別記第2号様式）

(2) 経常企業体

- ア 競争入札参加資格審査申請書（別記第3号様式）
- イ 経常建設共同企業体協定書（別記第4号様式）

3 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払が完了したときまでとする。

4 経常企業体の解散

経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、市長に解散届けを提出させるものとする。

5 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連盟とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）のほか、経常企業体にあつては経常建設共同企業体附属協定書（別記第5号様式）を添付させるものとする。
- (3) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

第5 雑則

この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度市長の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

建設工事共同企業体運用基準（平成8年4月1日）を廃止する。

この運用基準は、平成13年5月1日から施行する。

この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成26年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この運用基準の施行の際現に改正前の赤平市建設工事共同企業体運用基準の規定に基づき、資格審査を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。